

第4章

～子ども・子育て支援法にかかる 事業計画～

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正概要

令和5年の『子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正』の主なポイントは、「家庭支援事業の新設・拡充」、「こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加」、「こどもの権利擁護に関する事項の追加」です。

家庭支援事業については子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を新設し、子育て世帯に対する包括的な支援を行います。また、市町村子ども・子育て支援事業計画の任意掲載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置や連携をはかることが規定されました。

令和6年には「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業」が創設され、あわせて「産後ケア事業」が子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進を目指しています。

(1) 家庭支援事業について

新規3事業（子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を「養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業」に位置づけたうえで、量の見込みの算出に際して利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定します。

(2) こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談支援等を行うこども家庭センターを設置し、身近な子育て支援の場（保育所等）において地域子育て相談機関の整備に努めます。

こども家庭センターを中心とした地域子育て相談支援機関を始めとする関係機関の連携について規定し、必要に応じてサポートプランを作成するなどして、家庭支援等につなげます。

(3) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の創設

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的として、保護者の就労要件等を問わず、未就園（0歳6か月～満3未満）の子どもでも、月一定時間まで保育所などに通園できる事業です。

	事業名	実施区域
1	利用者支援事業	宇佐市全域
2	地域子育て支援拠点事業	宇佐市全域
3	妊婦健康診査事業	宇佐市全域
4	乳児家庭全戸訪問事業	宇佐市全域
5	養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業	宇佐市全域
6	子育て短期支援事業	宇佐市全域
7	ファミリー・サポート・センター事業	宇佐市全域
8	一時預かり事業	教育・保育 提供区域
9	延長保育事業	
10	病児・病後児保育事業	宇佐市全域
11	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学校区
12	妊婦等包括相談支援事業	宇佐市全域
13	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	宇佐市全域
14	産後ケア事業	宇佐市全域

2 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、各事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」という。）を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて実施区域を設定する」ことなどが必須事項とされています。

そこで、区域設定について、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、施設の整備状況、その他条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、各事業の実施区域を検討しました。

本市では、検討の結果、教育・保育の提供区域については3区域（宇佐、安心院、院内）とします。

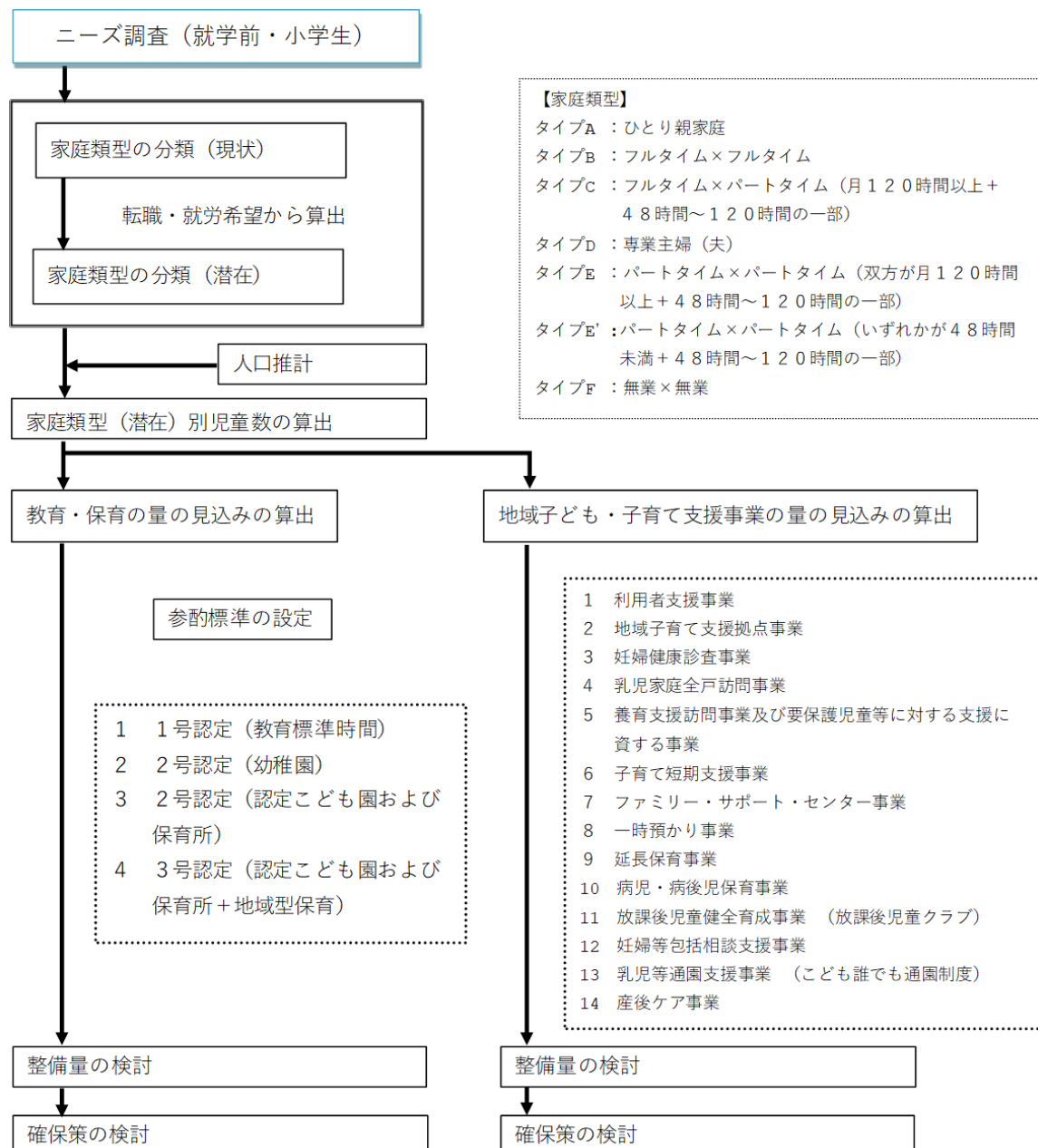
（宇佐、安心院、院内）



3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域での均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童及び小学生児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、宇佐区域、安心院区域、院内区域での「令和7年度から令和11年度」までの5か年における「教育・保育の量の見込みと確保方策」を定めます。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童および小学生の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。



（１）保育の必要性の認定と給付について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

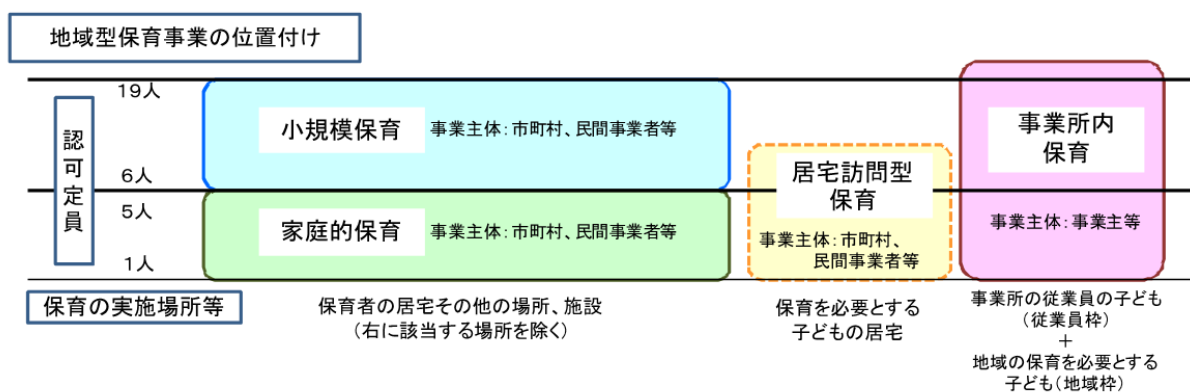
■施設型給付について

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の２つの給付構成が基本となっています。

- a. 満３歳以上児に対する標準的な教育時間および保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満３歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付について

新制度では定員が１９人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の４種類から構成されます。



資料：国子ども・子育て会議資料

■認定区分：認定は、次の１～３号の区分で行われます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、幼稚園等での教育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	幼稚園 認定こども園
2号認定	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育所 認定こども園
3号認定	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■認定基準：保育の必要性の認定（２号、３号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の３点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして宇佐市が定める事由
区 分	①保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの 就労等の時間が1か月あたり120時間以上である場合 1日あたり11時間までの利用に対応するもの。
	②保育短時間 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの 就労等の時間が1か月あたり60時間以上120時間未満である場合 1日あたり8時間までの利用に対応するもの
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

1号認定（満3歳以上、主に幼稚園を利用希望）の 教育・保育の量の見込みと確保方策

1号認定（教育・保育の量の見込みと確保方策）

宇佐地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	69	67	65	60	58
②確保方策	220	220	220	205	205
特定教育・保育施設	220	220	220	205	205
特定地域型保育事業					
過不足(②－①)	151	153	155	145	147

安心院地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	4	4	4	4	4
②確保方策	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
特定地域型保育事業					
過不足(②－①)	6	6	6	6	6

院内地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	4	4	4	4	4
②確保方策	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
特定地域型保育事業					
過不足(②－①)	2	2	2	2	2

2号認定（満3歳以上、主に保育所を利用希望）の 教育・保育の量の見込みと確保方策

2号認定（教育・保育の量の見込みと確保方策）

宇佐地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	717	689	678	625	599
幼児期の学校教育の利用希望が強い	75	72	71	66	63
上記以外	642	617	607	559	536
②確保方策	845	839	834	837	832
特定教育・保育施設	845	839	834	837	832
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	128	150	156	212	233

安心院地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	37	37	36	36	35
幼児期の学校教育の利用希望が強い	4	4	4	4	4
上記以外	33	33	32	32	31
②確保方策	46	46	46	46	46
特定教育・保育施設	46	46	46	46	46
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	9	9	10	10	11

院内地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	42	40	40	40	40
幼児期の学校教育の利用希望が強い	4	4	4	4	4
上記以外	38	36	36	36	36
②確保方策	69	69	69	69	69
特定教育・保育施設	69	69	69	69	69
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	27	29	29	29	29

3号認定（0歳児）（満3歳未満、主に保育所を利用希望）の教育・保育の量の見込みと確保方策

3号認定 0歳（教育・保育の量の見込みと確保方策）

宇佐地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	157	153	148	144	141
②確保方策	168	167	166	165	164
特定教育・保育施設	168	167	166	165	164
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	11	14	18	21	23

安心院地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	5	5	4	4	4
②確保方策	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	1	1	2	2	2

院内地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	7	7	7	7	7
②確保方策	8	8	8	8	8
特定教育・保育施設	8	8	8	8	8
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	1	1	1	1	1

3号認定（1歳児）（満3歳未満、主に保育所を利用 希望）の教育・保育の量の見込みと確保方策

3号認定 1歳（教育・保育の量の見込みと確保方策）

宇佐地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	167	163	159	154	150
②確保方策	244	243	241	241	239
特定教育・保育施設	244	243	241	241	239
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	77	80	82	87	89

安心院地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	6	6	5	5	5
②確保方策	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	3	3	4	4	4

院内地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員数）	9	8	8	8	8
②確保方策	13	13	13	13	13
特定教育・保育施設	13	13	13	13	13
特定地域型保育事業					
過不足（②－①）	4	5	5	5	5

3号認定（2歳児）（満3歳未満、主に保育所を利用 希望）の教育・保育の量の見込みと確保方策

3号認定 2歳（教育・保育の量の見込みと確保方策）

宇佐地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	173	161	156	152	148
②確保方策	267	265	263	261	259
特定教育・保育施設	267	265	263	261	259
特定地域型保育事業					
過不足(②－①)	94	104	107	109	111

安心院地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	13	9	8	7	7
②確保方策	9	9	9	9	9
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育事業					
過不足(②－①)	-4	0	1	2	2

院内地区

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員数)	9	9	9	9	9
②確保方策	14	14	14	14	14
特定教育・保育施設	14	14	14	14	14
特定地域型保育事業					
過不足(②－①)	5	5	5	5	5

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づく算出と人口統計を勘案し、量として見込むこととします。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

(1) 目的

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

① 質の高い教育・保育の提供

幼稚園・保育所としてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

② 適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

③ 親や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進

幼保一体型施設については、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

また、新たなカリキュラム等の策定や合同研修・交流を引き続き実施し、教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

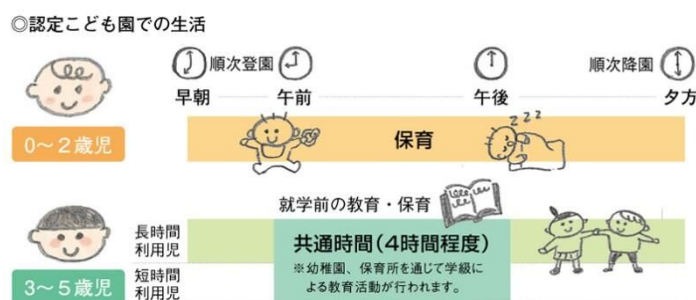
① 教育・保育機能の充実

- ・ 幼稚園・保育所における新たなカリキュラム等の策定

幼保小が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう架け橋期のカリキュラムの作成に取り組みます。

- ・ 合同研修・交流の推進

幼稚園教諭と保育士の合同研修を通じ交流を深め、情報交換をすることで、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。



② 施設整備

地域の実情や認定こども園・保育所の状況、教育・保育の量の見込みに基づき、安心して育てることができる環境を維持するため、地域の理解を十分得たうえで、財政状況を考慮し、子ども・子育て会議等に諮りながら、施設の老朽化や耐震化の整備に取り組みます。

(3) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

具体的な取り組みとしては、小学校ごとの幼保小連絡会において、継続して関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携を進めています。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度の計画期間における、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

1. 利用者支援事業

■事業内容

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。実施にあたり、庁内各所属に分散する子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、体制整備を図る事業です。

■令和5年度実績

うさ児童館 利用者数：27,583人

■量の見込み

うさ児童館内の子育てサロン、宇佐市こども家庭センターにて実施中。併せて院内・安心院地域での事業実施を見込むものとする。

(単位：か所)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2	2	4	4	4
確保方策	2	2	4	4	4

■確保に向けての対応策

教育・保育施設や子育て支援のサービスに関する情報提供が適切になされるように配置する職員に対する研修等を行い、また、設置場所については、利用のしやすさを考慮し、地域子育て支援拠点等での事業実施を目指していきます。

■事業内容

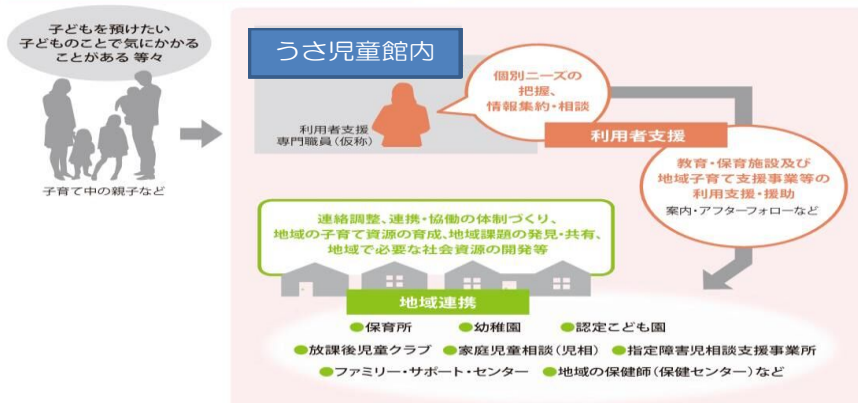
利用者支援事業とは、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。



2. 地域子育て支援拠点事業					
■事業内容					
子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することで、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行う事業です。					
■令和5年度実績					
・実施施設数：市内7か所(中学校区ごとに設置) ・利用回数：4,832人/年					
■量の見込み					
実対象人数に現在の出生数を反映させて事業実施を見込むものとする。					
(単位：利用延べ人数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,664	7,008	7,352	7,696	8,040
確保方策	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
■確保に向けての対応策					
現状の受け入れ体制で充足しています。今後は活動の充実、周知を図り、利用を促進するとともに、適正数を維持していきます。					

3. 妊婦健康診査事業					
■事業内容					
医療機関及び助産所において、妊婦健康診査受診票(14回)を使用し、健診受診票に記載された項目を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげるための事業です。					
■令和5年度実績					
受診件数：4,782件					
■量の見込み					
人口推計による出生数から妊婦数の見込みを算出し、妊婦一人あたりの健診回数を14回として、受診件数を算出しました。					
(単位：人回)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,444	3,360	3,262	3,122	3,038
確保方策	3,444	3,360	3,262	3,122	3,038
■確保に向けての対応策					
産科医療機関等と連携し、適正な受診に努めます。					

4. 乳児家庭全戸訪問事業					
■事業内容					
子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行います。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスができるよう関係機関との連携を図る事業です。					
■令和5年度実績					
訪問件数及び訪問率：235件 100%					
■量の見込み					
人口推計より対象件数、実施件数を算出しました。					
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	246	240	233	223	217
確保方策	246	240	233	223	217
■確保に向けての対応策					
訪問の結果、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど継続的な支援に努めます。					

5. 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業					
①養育支援訪問事業					
■事業内容					
乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言等を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図る事業です。					
■令和5年度実績					
訪問件数：189回					
■量の見込み					
ニーズ調査の結果からは見込めないため、人口統計と令和5年の実績から対象件数、実施件数にて算出した数値を量の見込みとします。					
(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	164	162	164	161	160
確保方策	164	162	164	161	160
■確保に向けての対応策					
要保護児童等の適切な対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。					

5. 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

②子育て世帯訪問支援事業

■事業内容

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■令和5年度実績

■量の見込み

ニーズ調査の結果からは見込めないため、要保護児童対策地域協議会に登録されたケースより、虐待・養護により登録されたもののうち、利用勧奨・措置により提供を勧奨した数値を量の見込みとします。

(単位：世帯)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	10	10	10	10
確保方策	0	10	10	10	10

■確保に向けての対応策

市若しくは委託にて事業実施し、国が示したガイドラインに沿って、関係機関と連携し支援が必要な家庭へ利用勧奨を行い支援に努めていきます。

5. 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

③児童育成支援拠点事業

■事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況に応じて関係機関へつなぎ支援を包括的に提供する事業です。

■令和5年度実績

■量の見込み

ニーズ調査の結果からは見込めないため、要保護児童対策地域協議会に登録されたケースより、虐待・養護による登録されたもののうち、利用勧奨・措置により提供を勧奨した数値を量の見込みとします。

(単位：人)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	10	15	20
確保方策	0	0	20	20	20

■確保に向けての対応策

市若しくは委託にて事業実施し、国が示したガイドラインに沿って、関係機関と連携し支援が必要な家庭へ利用勧奨を行い支援に努めていきます。

5. 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

④親子関係形成支援事業

■事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

■令和5年度実績

■量の見込み

ニーズ調査の結果からは見込めないため、要保護児童対策地域協議会に登録されたケースより、虐待・養護による登録されたもののうち、利用勧奨・措置により提供を勧奨した数値を量の見込みとします。

(単位：世帯)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	5	5	5
確保方策	0	0	5	5	5

■確保に向けての対応策

市若しくは委託にて事業実施し、国が示したガイドラインに沿って、関係機関と連携し支援が必要な家庭へ利用勧奨を行い支援に努めていきます。

6. 子育て短期支援事業

■事業内容

保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設や里親等で短期的に預かる事業です。

■令和5年度実績

・実施施設数：3施設

■量の見込み

ニーズ調査の結果からは見込めないため、過去4年間の利用実績の推移より推計した試算値に、里親等の事業実施による受け入れ先の増加を加味し量の見込とします。

(単位：利用延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ショートステイ	量の見込み	63	67	71	75	80
	確保数	75	89	102	117	135
トワイライト	量の見込み	44	51	60	70	82
	確保数	59	70	83	95	110

■確保に向けての対応策

現状の体制で充足しているが、急な対応にも対応できるよう4か所の受入施設からさらに委託先を確保し、利用しやすい環境を図ります。

7. ファミリー・サポート・センター事業					
■事業内容					
保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（おねがい会員）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（まかせて会員）を紹介する事業です。					
■令和5年度実績					
・活動件数：403件 ・まかせて会員：621人、おねがい会員：1,495人 ※年間延べ人数					
■量の見込み					
ニーズ調査の結果からは見込めず、また、新型コロナウイルス感染症の影響により過去の実績からも見込めないため令和5年度の実績を量の見込とします。					
（単位：年間延べ活動人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	356	356	356	356	356
確保方策	356	356	356	356	356
■確保に向けての対応策					
互いの日程や希望内容のマッチングをスムーズに行うため、援助する会員の確保が必要であることから、市報等により会員募集を今後さらに推進し、援助会員と両方会員の増加を図ることとします。					

8. 一時預かり事業（①保育所等における一時預かり）					
■事業内容					
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、保育所等において、一時的に預かる事業です。					
■令和5年度実績					
・実施施設数：27か所（認可保育所及び認定こども園）・年間利用延べ人数1,985人					
■量の見込み					
過去3年間の実績と実態調査の結果に基づき算出し、量の見込みとします。					
（単位：年間延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,297	2,183	2,074	1,971	1,873
確保方策	25,022	25,022	25,022	25,022	25,022
■確保に向けての対応策					
現状の受け入れ態勢で充足しており、現状を維持します。					

8. 一時預かり事業（②幼稚園における一時預かり）					
■事業内容					
認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育を行う事業です。					
■令和5年度実績					
・幼稚園型認定こども園：3か所 ・幼保連携型認定こども園：10か所・年間利用延べ人数16,166人					
■量の見込み					
過去3年間の実績と実態調査の結果に基づき算出し、量の見込みとします。					
（単位：年間 延べ人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,487	16,262	17,076	17,930	18,827
確保方策	59,040	59,040	59,040	59,040	59,040
■確保に向けての対応策					
現状の受け入れ態勢で充足しており、現状を維持します。					

9. 延長保育事業					
■事業内容					
保護者の就労状況等により、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行う事業です。					
■令和5年度実績					
・実施施設数：14か所（保育）・年間利用人数100人					
■量の見込み					
ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。					
（単位：利用人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	382	367	360	343	332
確保方策	420	420	420	420	420
■確保に向けての対応策					
現状の受け入れ態勢で充足しており、現状を維持します。					

10. 病児・病後児保育事業

■事業内容

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育するための事業です。

■令和5年度実績

・実施施設数

：1か所

・定員

：8人

・延べ利用人数

：974人

■量の見込み

ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。

(単位：利用延べ人数)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2,883	2,770	2,718	2,587	2,505
確保方策	延べ人数/年	3,258	4,437	4,437	4,437	4,437
	定員/日	8～17	17	17	17	17

■確保に向けての対応策

病気等の急変による緊急対応に備えるため、医療機関に併設する保育施設において実施しています。今後も、医師会や医療機関等との協力・連携体制のもと、地域バランスを考慮した実施箇所数の増加に努めます。

1 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）						
■事業内容						
保護者が就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。						
■令和5年度実績						
・実施施設数：25か所 ・定員総数：1,066人 ・実績児童数：674人						
■量の見込み						
ニーズ調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき算出し、実態調査の結果を量として見込むこととします。						
（単位：月間利用児童人数）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	低学年	662	610	552	512	490
	高学年	222	223	213	213	196
	合計	884	833	765	725	686
確保方策	登録数	1,146	1,146	1,146	1,146	1,146
	施設数	27	27	27	27	27
■確保に向けての対応策						
各小学校区においてニーズを満たすよう施設数の確保に努めます。						

1 2. 妊婦等包括相談支援事業						
■事業内容						
妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ事業です。						
■令和5年度実績						
利用者数：実人数 247人 延べ人数 741人						
■量の見込み						
国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、各年度の妊娠届出の推測に1組あたりの面談回数を乗じて算出します。						
（単位：利用延べ人数）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		738	720	699	669	651
確保方策		738	720	699	669	651
■確保に向けての対応策						
こども家庭センターの機能を充実し、必要な支援につなぐことができるよう体制確保を行います。						

13. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

■事業内容

保護者の就労等の有無に関係なく、月一定時間まで保育所等を利用できる制度です。
対象は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児。

■令和5年度実績

令和8年度から事業開始

■量の見込み

国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、人口統計と未就園児数を用いて算出した必要定員数を量の見込みとします。

（単位：月間利用児童 人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	9	9	9	9
確保方策	0	9	9	9	9

■確保に向けての対応策

保育所等の受け入れ状況を把握し、適正な量を確保します。

14. 産後ケア事業

■事業内容

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

■令和5年度実績

利用者数：実人数 15人 延べ人数 42件

■量の見込み

国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、各年の産婦数の見込と令和5年度の利用実績を用いて算出します。

（単位：利用延べ 人数）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	137	134	130	124	121
確保方策	137	134	130	124	121

■確保に向けての対応策

大分県医師会、大分県助産師会と連携しながら、実施施設の確保に努めます。